# NEWS RELEASE



### 国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部(貨物担当)

(担当) 坂井・渡部

(電話) 06-6949-6448

平成30年4月20日

## トラック事業者に対する事業停止処分の実施について

今般、下記の通り、一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法第33条(※)の規定に基づく、一般貨物自動車運送事業の事業停止処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日: 平成30年4月20日

処 分 内 容: 一般貨物自動車運送事業の事業停止60日間 及び、 事業用自動車の使用停止50日車(1両×50日)

2. 事業者名:株式会社羽束師建設(法人番号 1130001015405)

事業者住所:京都府京都市伏見区羽束師古川町566番地72

代表者: 辻末男

営 業 所:本社営業所(京都府京都市伏見区羽束師古川町566番地72)

保有車両数:5両

#### 3. 監査の概要

適正化事業実施機関の巡回指導結果から、法令に違反している疑いがあったため、京都運輸支局が平成28年9月7日に本社営業所に対して監査を実施した結果、運行管理者の未選任や点呼未実施、整備管理者未選任などの貨物自動車運送事業法違反が判明しました。

4. 違反の内容(①~③が事業停止60日に該当、④~⑥が使用停止50日車に該当)

①点呼の実施違反(点呼を全く実施していない。)

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項~第3項)

(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 21年10月1日付、近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)記5 事業停止処分(1)②)

- ②運行管理者の選任違反(運行管理者を選任していない。)
  - (貨物自動車運送事業法第18条第1項)
  - (貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)
  - (「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 21年10月1日付、近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)記5 事業停止処分(1)⑤)
- ③整備管理者の選任違反(整備管理者を選任していない。)
  - (貨物自動車運送事業法第17条第4項)
  - (貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)
  - (「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 21年10月1日付、近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)記5 事業停止処分(1)④)
- ④自動車車庫の位置及び収容能力違反
  - (貨物自動車運送事業法第9条第1項)
  - (貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)
- ⑤健康状態の把握違反
  - (貨物自動車運送事業法第17条第1項)
  - (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- ⑥運転者台帳の未作成
  - (貨物自動車運送事業法第17条第4項)
  - (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ※ 貨物自動車運送事業法より抜粋

#### 第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

配 布 先 青 灯 ク ラ ブ 陸運記者会(トラック部会) 京都府政記者クラブ 京都経済記者クラブ